

令和5年第4回定例会（第2号）

令和5年12月5日（火曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案第51号 七飯町基金条例の整備に関する条例の制定について
日程第 4 議案第52号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第53号 七飯町環境保全事業推進基金条例の一部改正について
日程第 6 議案第54号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7 議案第55号 七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 8 議案第56号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 9 議案第57号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第10 議案第58号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第11 議案第59号 令和5年度七飯町一般会計補正予算（第8号）

○出席議員（13名）

議 長	14番	木 下 敏	副 議 長	13番	川 上 主 税
	1番	澤 出 明 宏		2番	神 崎 和 枝
	3番	江 口 勝 幸		4番	青 山 金 助
	5番	川 上 弘 一		6番	佐々木 陵 二
	7番	田 村 敏 郎		9番	中 川 友 規
	10番	平 松 俊 一		11番	上 野 武 彦
	12番	池 田 誠 悦			

○欠席議員（1名）

8番 稲 垣 明 美

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	工 藤 稔	総 務 課 長	中 村 雄 司
財 政 課 長	青 山 栄久雄	情 報 防 災 課 長	庭 田 昌 輝
政 策 推 進 課 長	花 卷 亘	税 務 課 長	佐 藤 恵 美 子
会 計 課 長	関 口 順 子	住 民 課 長	福 川 晃 也
環 境 生 活 課 長	村 山 徳 收	福 祉 課 長	谷 口 真 樹
子 育 て 支 援 課 長	川 崎 恵 子	健 康 推 進 課 長	岩 上 剛
商 工 労 働 観 光 課 長	磯 場 嘉 和	農 林 水 産 課 長	村 上 宏 樹
土 木 課 長	笠 原 泰 之	都 市 住 宅 課 長	川 島 篤 実

上 下 水 道 課 長 池 田 晃

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 総 務 課 長	倍 楼 司	学 校 教 育 課 長	柴 田 憲
生 涯 教 育 課 長	竹 内 圭 介	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	福 永 崇 弘
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	高 橋 雅 貴		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 赤 石 旭

○本会議の書記

事 務 局 長	広 部 美 幸	書 記	山 本 翔 大
書 記	伊 東 宏 樹		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

6 番	佐々木 陵 二	7 番	田 村 敏 郎
-----	---------	-----	---------

午前10時00分 開会

開 会 宣 告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第4回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

稲垣明美議員から、本日の会議を欠席する届出がありました。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

6番 佐々木 陵 二 議員

7番 田 村 敏 郎 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

中川友規議員。

○9番（中川友規） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず1問目、第5次七飯町総合計画の進捗状況等について。

令和5年度七飯町施政方針の中で、「各種事業の着実な取組を継続するほか、町民待望の図書館とスポーツセンターの基本構想・基本計画に着手してまいります。」と表明され、町民の皆さんも大変喜ばしく楽しみにしております。

現在、図書館・スポーツセンターの関係については、社会教育施設整備検討委員会を設け、

町としてのコンセプトや建設場所の選定等の作業を進め、本年度中に町民へ建設候補地が示される予定であります。

しかし、このような状況の中、今年の猛暑対策の一環として新たに子供たちが安心・安全に通えるように、各小中学校への空調設備（エアコン）の整備を進めることになりました。

また、道の駅なないろ・ななえの地下水処理対策や合併処理浄化槽の問題発覚により、新たな対策を取らなければならない。さらに、本町地域センターや本町学童保育施設の老朽化問題など、様々な課題に対する対策が必要な状況であるとする。

そこで、次の点について伺いたい。

1、第5次七飯町総合計画にある投資的事業の進捗状況について。

2、計画に予定されていなかった新規の追加事業の内容と取組状況について

3、各事業の優先順位について。

4、財源確保の取組状況について。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、1点目から3点目まで私のほうからお答えをさせていただきます。

1点目の第5次総合計画にある投資的事業の進捗状況についてでございますが、第5次総合計画において搭載された投資的事業は53事業となっており、そのうち事業完了となっているものが22事業、現在、事業に着手し継続事業となっているものが21事業、未着手となっているものが5事業、前期から後期への計画見直し時に、事業を取りやめ廃止となったもの5事業となっております。

そして、2点目の計画に予定されていなかった新規の追加事業の内容と取組状況についてでございますが、総合計画に主な事業として記述されていない内容の取組の把握となりますが、現在、進捗中の後期計画の期間となる令和3年度からの追加事業で、既に着手済みの事業費が1,000万円を超えるものとしまして、七飯菜園長寿命化事業、教員住宅解体事業、小中学校空調設備設置事業の3事業となっております。

す。

3点目についてでございますが、総合計画は町の最上位計画であり、七飯町の行政財政運営の指針となるものでございますので、その実現に向けて見直された第5次七飯町総合計画後期基本計画に基づいて事業を実施していくべきものと考えますが、総合計画は10年間を計画期間として5年ごとに見直しをしているものでございますので、時代の趨勢に合わせて突発的に発生する喫緊の課題についても、柔軟に対応していけるよう事業の優先順位を検討まいります。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、4点目の財源確保の取組状況について財政課からお答えいたします。

町が様々な事業を実施する上で、財源の確保については大変重要な事項の一つであり、これまでも事業を計画、立案する段階で、国や北海道などからの補助金が該当するかどうか、交付税参入のある有利な起債事業であるかなどを検討し、事業の実施を決定してきた経過がございます。

このことは総合計画に搭載された投資的事業ばかりではなく、通常予算で編成されるソフト事業、臨時・突発的な事業であっても町の財政状況を考慮し、事業を実施の際はできる限りその事業の財源を確保していくことを念頭に進めているものでございます。

御質問にもございました、今後、各事業を進めていくに当たり、施設整備には外部からの補助金のほか、町の一般財源も相当な確保が必要になるものと考えられ、同時に一般財源の総額を確保していくことも必要となります。

先ほど政策推進課長から答弁があったとおり、各年度で使用できる一般財源にも限りがあり、そのため事業の優先順位を整理し、年次計画により段階的に整備を進めていく考えでございます。そのため、財源の確保、特に一般財源の総額の確保については、現在各基金への積立をはじめ、町債の繰上償還を計画的に実施しており、事業実施の段階でこれらの財政負担に対

応できるよう準備を進めている状況でございます。

また、基金の積立や町債の繰上償還のほか、一般財源の確保のため、第6次行政財政改革大綱に沿った歳出経費の削減や使用料・手数料の見直しなどにも引き続き取組、事業の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 今、総合計画の事業の進捗状況ということで、53件の事業があつて21件は行ってきたと、それで21件が今やつていて、未着手が五つでやめたのが五つということですが、この着手されていない事業があるのですけれども、これはなんでやっていないのかという理由と、あとは優先順位の関係で、10年計画で5年ごとの見直しということで柔軟に対応していくという答弁があつたのですけれども、結局、今の総合計画、令和3年に1回見直ししていますけれども、当初から図書館だとカスポーツセンター、プールの建て替え計画というのは載つかつていたと思うのですけれども、今回は施政方針にもしっかりとやるよということだったので、今冒頭でおっしゃつたのですけれども、猛暑対策だとか、また、道の駅の関係だとかいろいろな予期せぬことが出てきて、やっぱりお金もかかつていくという、これはしょうがないことなのでも、そういった中での今の優先順位ってどういうふうに考えているのかという意味で質問したのですけれども、10年の計画で5年の見直しをしているという答弁だったので、そこをもう少し、今の置かれている現状でどういうふうに建物をやっていくのか。建物というか、事業、総合計画に考えている事業をどういうふうに優先順位をつけていくのかという、現状でのまず実態を教えてくださいということと、あと財源確保の関係ですけれども、財源は限られているということもありますし、大変だというのはもう重々聞かされて分かっております。だからこそ、その中でこれだけ普通にこの総合計画

自体があるのですから、大変な中でもこれをやっていくという計画を町がしていますので、だから財源確保については、いつもこの話になるとこれからやっていきます、手数料の見直しだとかいろいろなことやっていきますという答弁がいつも来るのですけれども、では実際こういうふうにして削ったり収入上げたりとかという取組というものをある程度もう動いていかないと、いつまでたってもやっていくやっっていくというのであれば、何も進んでいかないし変わっていかないと、そろそろ動いていかないと、ずっとこのままになってしまうと思うのです。

ですから、そこら辺をもう少し具体的にどういうふうにするのかというものをお示し願いたい。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 現状まだ未着手になっている事業についてでございます。

未着手になっている事業は5事業ございまして、具体的に申し上げますと、油圧救助機更新事業、衛生センター更新事業、文化センター改築事業、藤城公民館建設事業、峠下公民館建設事業の五つとなっております。

現状まだ未着手になっている理由でございますけれども、優先順位としてやはり住民の皆さんの安全・安心、特にお子様の安全・安心、それを優先して事業の選別を行っております。

それと実際に優先順位をつけるに当たって、まだ事業として改築、建設などすぐに行わなくてもまだ済むような内容の事業もございまして、まだ未着手になっているものとしては、ほかに優先的にやらなければいけない事業があるということで、まだ未着手になっている内容が多いということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） 財源確保の件で質問がありまして、その中でも具体的にどのようなやっていくのかというような御質問の内容だったかと思っておりますけれども、これまでもいろいろな行革の大綱方針に基づきながら行ってお

りますけれども、ひとえに使用料・手数料値上げといいましても、こちらにつきましては町民生活にも多大な影響があるものですから、慎重に事を運ばなければならないものとは感じておりますが、具体的な例でいいますけれども、こちらは一般会計ではございませんが、使用料の値上げにつきましては下水道使用料のほうで値上げを行った結果、一般会計からの繰り出しが大幅に減った事実もございまして。

令和5年度につきましては、先ほどの前回の定例会でも議決をいただきました健康センターでの使用料の値上げ、もしくは今、普通財産の見直しも行ってございまして、貸し付けしているものについての貸付料単価の値上げなどがこれまで具体的にやってきたものがあります。

令和6年度以降につきましては、物価も高騰しておりますので、物価高騰の見合い分についての使用料の値上げについては検討していきたいということで、各施設の使用料やそういうものについても着手してまいりたいと考えております。

また、歳出につきましては、計画的に今のところは町債の繰上償還などをはじめ、少しでも利子負担や先行して現在余力のある時点で繰上償還をし、一般財源を削減する内容ではございませんけれども、町長が就任してからは特別職給与の見直しなどや表彰統廃合、もしくは公共施設のLED化などにも切り込みまして、いろいろと様々なことを進めておりますけれども、着実に行革に沿ってこちら経費削減に取り組んでまいりたいと考えているところでございまして、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（工藤 稔） 今、優先順位につきましてお尋ねでございましたので、この件につきまして御答弁をさせていただきます。

地球温暖化の影響等によりまして、今夏は大変猛暑でございました。

また、道内の他都市におきまして、小学生のお子さんが熱中症になり亡くられるという大変痛ましい事故もあったところでございまして

て、そのため小中学校のエアコン設備等の子供の安全・安心につながる事業は最優先に実施すべきものと考えまして、先月開催させていただきました臨時会のほうでその設計費用につきまして御提案をさせていただき、可決をいただいたところでございます。

また、議会の皆様からも御指摘をいただいておりますけれども、多くの観光客の皆様にご来場いただいております道の駅なないろ・ななえ、こちらの浄化設備等の整備のほか、子供の安全・安心や保育、そして学習環境の向上につながります本町の学童保育施設、そして七飯中学校ですとか大中山中学校の大規模改修工事、そして住民生活に直結する最終処分場の延命化やまた増設工事など、そういった事業などにも速やかに取り組んでいくよう検討しているところでございます。

なお、来年度、次期の総合計画の策定作業も始まりますことから、図書館ですとかスポーツセンターということもございましたけれども、こういった関係ですとか、また、その時々で突発的に発生する事業も含めまして、優先順位を決めながら取り組んでいく必要があることを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 財源の関係については、上げるものは上げてきているというのと、今後もし上げられるものといったらあれですけども、上げていくという考え方を示されたと思うのですけれども、確かに手数料だ、なんだかんだと上げていくということは町民の負担にもなりますので、そこはなかなか簡単にといいにはいきませんが、やっぱりこういう町の事業を進めていくには、当然税金も必要ですから、だからそこを財源がないから、間に合わせではないけれども、スポーツセンターなら、例えばですけども、最低競技できる程度のスポーツセンターを建てればいいのだとかというようなことではなくて、本来スポーツセンターとか図書館とか、町長も公約に入れていたと思うので言いますけれども、図書館・スポーツセ

ンター・町民プール、これに関してはやっぱり町民がたくさん利用できるようなものを描いて、造っていくべきだと思うのです。

ただ単に、第5次町の総合計画にやっっていかなければならないという建物だから、単純にやっっているような考えではなくて、そこを使ってどういうふうにしたら人が来て活性化されるのだというのは、多分町長もそういうビジョンがあるから選挙の公約にも入れていたと思うのです。だから、そのビジョンをもっと全面に出して、こういうにぎわいのあるようなスポーツ総合体育館なのか複合的にやるものなのかというものをもう少し出した上で進めていかないと、単純にお金がないからただ単に最低限の箱になりますよという考えなのか、その辺もうやっぱり町長がある意味政策的なことですから、町としては最低限造らなくてはいけないものということになりますけれども、やっぱりそこはしっかり町長もそのビジョンを、自分で描いているビジョンをもっと出していただきたいなというのと、そのほかに子供の関係が第一で、非常にそれはそういう環境をつくっていただきたいなというのはあるのですけれども、学校のエアコンを進めていくというのは、前回の議会等々でもやっていますので分かるのですけれども、子供の関係ということだったので、総合計画にも学童の関係も総合計画にも入っていますし、今、答弁もいただきましたけれども、昨日の民生文教の常任委員会報告の中でも、本町の学童保育クラブが雨漏りもして屋根がはがれている場所があるとか、老朽化が著しいと、そして耐震基準も満たしていないということで、町長に申し入れをしているという報告書が昨日出ていましたので、この中でも財政状況を勘案しながら整備していくということですから、やっぱりこの屋根がはがれて雨漏りしているとか、耐震を満たしていないという状況の中で、優先順位って早くやらなければいけないというところに上がってきていないのがちょっと不思議だなと思うのですけれども、その辺についてお願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今、中川議員がおっしゃるように、七飯町に住まわれている住民の方々は七飯町に住んで本当に毎日そういう生きがいを持って暮らしていけるのだと、自分の町に誇りを持って暮らしていくということがやっぱり一番大事なことでして、今、御発言があったように、図書館・スポーツセンターについてもやはり住民の皆さんがこういう施設が必要だというようなものを、今ちょうど外部委員会をつくって、そこで意見交換をしながら基本構想を策定する方向で進めているところでございまして、やはり建物があればいいのではなくて、やはりおっしゃるとおり、それが活用できて、そして非常に使いやすいとか満足できる施設でなければ駄目だということは、私も同じ意見でございます。

そういう意味で、七飯町にいつまでも住んでいけるようにというようなことで、子供さんから高齢者の方々までみんなが暮らせるまちづくりという意味では、スポーツセンターと図書館というのはそういう生きがいを感じる場所であるというふうに思っておりますので、その基本構想につきましては今年策定してまいりますので、その部分についてはそういう意見を生かしたものをつくっていききたいというふうに考えております。

また一方では、今般の猛暑のように北海道においても、エアコンがなければ落ち着いて勉強もできないというような状況やあるいは他都市で非常に悲惨な死亡事故が起きてしまったというようなことも考えますと、緊急的に対応していかなければならないという部分で、エアコンの設置も進めていかなければならないというようなことで、先般の臨時議会でその実施設計について皆さんに御理解いただきまして、今その準備を進めているところでございまして、それについても国や北海道のほうに財源の確保ということで要請をしているところでございまして、町村会ははじめ、市長会だとかそういうような各種団体のほうも国や道のほうに要望をしているということで、その補助金の補助率の引き上げだとか起債の確保だとか、そういう財源の

確保のほうをそれはいろいろな手法も考えながら町として有利な財源を活用した方法で、この計画あるいは突発的に出てきたものに対して対応していきたいというふうに考えているところでございます。

やはり将来を担う子供たちの関係、命とそれから教育というものは、非常にやっぱり一番必要なものというふうにして考えておきまして、そこを優先して施策をつくっていききたいと思っておりますし、もちろん文化・スポーツに携わるということは、その人の生きる力、生きがいを持つことでございますので、そういう活動の拠点施設というものを並行して進めていかなければならないというふうに思います。

しかしながら議員御指摘のとおり、限られた財源というふうになりますから、そういう意味では事業計画も1年、2年のそういうずらしたりする見極めもこれから出てくるものかなというふうに思います。

また、本町の学童につきましては、本当に修繕しながら確かに利用させていただいているというようなことでございますけれども、民文の委員会の中でもそういう意味で大中山学童が整備された次に、来年度大沼の学童が整備される、そうしたら七飯の学童も今までそういうタイミングを見てきたけれども、すぐにでも取りかかるべきではないかというような御指摘もありまして、それについても6年度で調査をして方向性を決めて、できれば7年度に建築するような方向で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、いずれにしても限られた財源の中ではございますが、有効な補助だとか起債だとか、そういうものを財源を研究して確保しながら七飯町の総合計画と併せながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 最後の関係ですけれども、大沼のほうの学童を着手していくということですが、私、受け取りがちよっと分か

らなかったのですけれども、これは町で建てるということなのですか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（工藤 稔） 大沼の学童につきましては、今、社会福祉法人のほうで建てるものに対して町のほうで支援をしていくというような形で動いておりますので、町営というわけではございませんので。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 私が聞いたかったのは、町長のさっきの説明だと、大沼の学童保育も今建て直すから、だから本町は令和7年になるよという説明だと思うのです。

それでいくと、令和6年度は大沼の学童を町が建てるからというふうに私は捉えたのですけれども、その辺どうなのですか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 説明の部分でいきすと、あくまでも大沼の学童保育につきましては、社会福祉法人のほうで建てるという方向なのですけれども、町のほうではそこに対しての町の補助金も支出する部分がございますので、そういう意味で財政のそういう予算の確保の形の中でちょっと順番にさせていただきたいなということ考えているところでございまして、来年度は町内では社会福祉法人のほうで認定こども園の建設を予定されているところもございまして、それから今言った大沼保育園とそれから併せて今現在の町立で進めている大沼の学童でございますけれども、そこを民間のほうに移行するという形の中で、建設の補助金のほうだとかは町の補助金も出して建てる予定でございましたので、そういう意味で財源の確保の部分を含めて、七飯地区の学童については1年ずれでということ考えているところですので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 大沼のほうはいわば民間の社会福祉法人が建てるということですね。建てて運営をしていくということですね。それで町が建築の支援をするということですがけれども、これは確か社会福祉法人だとかそういう

施設を建てる時というのは、ちょっと今比率は分からないのですけれども、国が半分、道が半分、町が半分とか、何かいろいろな決まりがあってやっていたと思うのですけれども、別に町の施策でやっているような感じで聞こえたのですけれども、町の施策ではなくて、これは民間のそういう団体が学童をやるから建物を建てますよというのを国に申請をしていると思うのですけれども、その捉え方ってどうなのですか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 補助金のその割合ですけれども、国が2分の1、町が4分の1で4分の3が補助金になります。4分の1は法人が自己負担というような形になります。

大沼の学童の部分につきましては、社会福祉法人のほうで建てられるというようなことで、4分の1を町のほうで補助するというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） それでいくと民文の答弁でもそうですけれども、やっぱりこれはあくまでも民間の社福の方々がやっていくということで国に申請をして、申請が通ったら結局各自治体、そこのあるところの自治体も一緒にこういうふうになるということだと思っておりますけれども、それは町の施策というわけではないと思います。施策というか、一緒にやってきているとは思いますが、土地をあれしたりとかというので、大沼のほうで、だけれども、町長の説明でいくと、何か町が建てますよという感じがしたので、結局4分の1は町負担にしても4分の1ということですので、だからほかができないというような考えではなくて、老朽化している状況を考えていくと、やっぱり、これ本町のほうを延ばす理由が大沼というかそういう話もありましたので、今の話でいくと雨漏りして屋根がはがれているとか、耐震がないとかという施設を後回しにするよりも、やっぱりちょっと、すぐ建てますよではなくて計画的なものは進めていかないと駄目ではないかなと。

それをなんで今言うかという、やっぱり大中山は学校が新しくなって出張所も新しくなって学童保育も新しくなってというので、あの地域一体は活性化というかそういう環境になっています、実際に。本町の学童保育だけが住宅街、そういうところ、誰が通ってもここが本町の学童保育だというような分かるところではないところであって、また行きづらいだとかいろいろ環境の場所であって、そういう状況の中にあるので、やっぱりちゃんと場所まではあれですけれども、これ見ますと給食センターの跡がどうこうとかいろいろ書いていますけれども、やっぱり七重小学校周辺だとかでそういった子供に関するものをちゃんとまとめた上でどうだとかという計画をちゃんとつくっていかないと、ただ離れたところにぼつんと建てたりただ古いから建て直すとか、お金がないからやらないとかではなくて、まず必要なものを、優先順位ってさっきから私も聞いていますけれども、実際これを先にやらなければならないというような、エアコンは別です、小学校中学校のエアコンはもうやらなければならないというのはこれは前回の議会とかでも言っていますのであれですけれども、今あるスポーツセンター・図書館・町民プールだとか、そのほか学童とかありますけれども、最低でもその中の優先順位も今曖昧ではないですか。

検討委員会はつくって、図書館・スポーツセンター・プールに関しては検討委員会で進めているということですが、その検討委員会の中でも、例えば複合的に建設をしていくのか、もしくは単体でやっていくのか、そういうのもいろいろな議論をしていると思うのですが、その検討委員会自体が皆さんで先進地に行ってみるとそういう視察なりいろいろな町のものを見てきて、こういう取組があるからこれだったら建築費が高いけれども、後々町民の利用者が多いといろいろな事業ができるねとかという、そういう委員たちで勉強会ではないですが、そういうのをした上で議論しているのか、それともただ単に七飯町のある程度地域でそれぞれ頑張っている人たちに検討委員

会入ってくださいと言って入ってもらって、その人たちの中で議論して外も見ないで終わって今進めているのか、そういうのも本当にこの総合計画というのには関わってくると思うのです。大体その検討委員会だつて終われば議会に戻されて、こういう方向でやりますよとなっていくと思うのですけれども、実際のそういう状況って今どうなのですか。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（悟楼 司） それでは、たまたまの社会教育施設としまして、体育館・図書館の検討状況ということでございますので、それを進めている私のほうから若干今の状況を御答弁してまいりたいと思います。

議員おっしゃるとおり、体育館・図書館の整備を進めるということで今年基本構想・基本計画を定めるということで、検討組織としては二つつくってございます。役場内の関係する部局での検討委員会と、町民の方を主体とする検討委員会ということで二つの組織、こちらの町民の方たちにつきましては15名の委員ということで議論をしております。

町民のほうの委員会は2回させていただきまして、先般の民生文教常任委員会の委員会報告の中でも報告があったとおりなのですが、北海道の先進地ということで室蘭等の施設等の状況等を策定委員会として現地の視察をしているところでございます。

それらの先進地を見ながら、またその後七飯町の町民にとってどのような施設がいいかと、七飯町としての機能がどのような機能があればその体育館・図書館がいいかというところを、今、検討委員と役場内部の委員会として協議をしているというようなところでございます。

全然ほかの施設の状況を捉えていないということではなくて、また、その会議の中ではほかの施設ではこういう施設がありますよと、それは見えていないのですが、そういうような資料も提供させていただきながら今議論しながら考え方を積み重ねているというような状況でございます。

私からは以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 町民と、これ委員会と一緒に行って来たということですよ、道内のやつは。

根本的にというか、なんで私がこういうことを言うかという、私も何年か前かちょっと忘れてしまいましたけれども、民生文教の委員になったときにそれこそ行政視察させていただいて、総合体育館と町民プールを視察に行った経過がありました。

当然その当時の課長たちも一緒に行ったのですけれども、そのときに複合的に、要は別々ではなくて一緒にやって、施設は町が建てるけれども運営は民間企業がやっていたり、そういうので結局自分たちの町だけではなくて、民間企業のノウハウで、例えばプールはプログラムみたいのをつくって、いわゆる民間企業でいろいろな取組をやっています。時間になったら高齢者の方々と一緒にエクササイズやったりプールで何かやったりとかという民間の取組を取り入れてやっていて、その町だけではなくて近隣の市町からも通っているととかという、そういう環境があったのです。

そういうのってそういう考えを持って進めて、それが全ていいということではないですけれども、そういう考えも一つあるし、そういうふうに行っているところも、そういうところを今回の関係でいくと何かちょっと見ていないのかなという、それぞれ単体で建てていて、確かに建物と町営の取組はいいと思うのですけれども、そういう意味でいったら、やっぱりもう少し検討する段階、要は検討委員会の中でもっともつとんでいって、そこに町長の考えなら町長の考えでもいいのですけれども、そういうものを、先ほど町民が喜ぶようなということですけれども、建物が完成した後に本当に喜ばれて人がいっぱい来ているなとかと、こういう建物があればいいなという思いがあって進めていくと思うのです。それを明確にしていかないと、今のままだと複合施設なのか単体で図書館・体育館・プールというふうに行っていく考えなのかわからない状態じゃないですか、現

状が。

だから、例えばですけれども、三つ全部別々で建てるのであれば、やっぱりそこも優先順位というものが出てきます。今これだけやらなければならんって、エアコンも進めると言ってやっていますから。だからその優先順位を決める前にやっぱり複合施設でやったらこういうふうに、でもこれだけお金がかかるからできない、難しいとか、いろいろな検討をするにも、そもそもの考え方がないと検討もできないと思うのです。ただ単に予算がないから最初から複合は無理だとかという状況になっているのか、何のために造っていくのかというのを出していかないと、ただ単に造るというような感じで進めていくというのはよくないと思うのです。その辺について。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（悟楼 司） 体育館・図書館の整備についての御質問でございますので、私から答弁させていただきます。

まず、議員おっしゃるとおり検討に当たっては七飯町にとってというか町民のための施設でございますから、そのためにどのような機能が必要かということと、その機能がどのぐらいの面積が必要かということを議論をしてございます。

その先考え方として私どもが今考えているのは、やっぱり七飯町の税金を投入するということもあって、七飯町の町民がその施設を使うので十分な施設を、小さいとか使いづらいとかというお話がありましたけれども、やはりそこら辺がないように施設を整備していきたいという考えが第一でございます。町民のための施設ということが第一となっております。

その上で、様々な使える補助金・交付金がありますので、そこら辺を活用しながら町の財政上にも将来的にも負担がないような形でということで、検討しているということが現状になってございます。

今の複合なのか単体なのかということも、いろいろな資料を検討委員の皆様に見ていただきながら進めているというような状況でございま

す。

私からは以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 役所といたらあれですけども、役場としての考え方というのは今おっしゃったとおりでいいと思うのです。まずは機能を考えて、町民が必要なものをやっていると、最低でもそこはやらなければいけないというので進めていくのは、これは当然のことであって、役場としては考え方としてはいいと思うのですけれども、だから結局私が言いたいのは、やっぱり町長も選挙をくぐってきていますので、公約の中にこういうのも入れていますので、だからそういう町長の考えがあって、ただ建てると、今、課長がおっしゃった最低限の役所の考え方ではなくて、政治家ですからやっぱり政策的なもの、私が町長になったらこういうことをやりますといった中に、図書館・スポーツセンター・町民プールというのが入っていたので、今これ実際動いてきています、総合計画の中で。検討委員会もつくって動いているということですので、町長のビジョンは課長にどのように伝わっているのか。

要は、今の町長の考え方はこういうふうにやっていくべきだと、例えば複合か複合でないのかも今、課長の中ではまだ決まっていないようなことですけども、それは検討するのはいいのですけれども、でも、例えば町長は複合でこうふうにやるべきだというものがあると思うのです。そういう指示があって検討委員会に、指示というか思いが検討委員会だとか各関係課長に伝わって、そこから進んでいくと思うのです。その結果、別々にしなければならぬとかいろいろな結果が出てくるのはそれはいいと思うのですけれども、まず各関係課長にどう思うかというふうに来ているのか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今回のスポーツセンターと図書館の基本構想に当たりましては、私はやはり利用者目線で造っていきたいというふうに思っております、複合か複合化ではないことも含めて、その委員会の中で議論していただく

というようなことで進めていただいております。

理想でいけば本当にこの函館圏域の方々が誰でも利用できて、すごいにぎやかなものというふうになるかもしれませんけれども、あくまでも七飯町民が優先に使えるものと、町民のためのものを造りたいというようなお話もさせていただきます。

その中で、子供から高齢者の皆さんまで体力づくりから本格的スポーツまで、できればそういう大会なんかもできるくらいの七飯町民の優先度を体育館・図書館それを含めて、委員会のほうの町民の声を生かしていきたいということで各課長にはお話を伝えてございますので、あくまでも日頃からこのスポーツセンターも敷居が低くて利用もしやすい、また、そういうたまり場といたらあれですけども、時間を過ごせる場所にしたいというようなことで、七飯町に見合ったそういう施設としてはふだん家に引きこもらずにそういうものを利用できるような、そんな施設になってほしいというようなことで、あとは委員会の中で複合も複合ではないものも含めて議論していただけるようにお話をさせていただきますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 七飯町民がまずは利用することが前提というのは、これは当たり前のお話であって、どんな建物に、例えば規模が物すごく大きくなったとしても、それは第一優先で変わらないと思うのです。

今、町長が逆におっしゃっているのは、お金の話は関係ないとして、すごいいいものを建てました、いろいろなところから人が来るけれども、七飯町民が使うのが目的だから要らないとかそういうのではなくて、町民だけが使えるというようなニュアンスだったのでですけども、この七飯町の立地って、このスポーツセンターとかに限らずですけども、例えば、やっぱり隣町が函館市ということで、何を行うにしても全国規模のことができる町なのです。というの

は、例えばこの町に大きい競技場があったとしても、近隣の町含めた中で宿泊施設がないと全国規模のものってできないのです。でも、七飯町においては函館市がやはり観光地ということもあって、ホテルがたくさんあるのです。となると、七飯町で全国大会だとかいろいろなことを、全国規模の事業をやったとしても対応できるキャパになっているのです。

そういうことを含めると、町民が利用するというのはこれは第一のことで、前提で進めていかなければならないのですけれども、どうせ造るといったらちょっと言葉が悪いのですけれども、どうせやるのであれば、やっぱりそういうことも考えて、外から人が来たときにやっぱり経済効果というのも大きいし、ただ単に一つのものだけ造って終わりではなくて、どうせ造るのだったら七飯町にちょっと言葉は悪いかもしれませんが、お金が落ちる仕組みをしっかりとつくっていかないと、そうすることによって民間も、例えば、コンビニひとつ寄っていったりとか、御飯食べたりとか、町内のホテルに泊まったりとかということもあると思いますし、だから一つ一つの建物、この総合計画に入っているのをやっていくときに、ただそのものだけというのはそれはもう最低限必要なものの理由です。でもそれを建てていくときに、どうせ建てるのだったらそういうことも考えていかないと。やっぱりこれというのは各担当課に行くと、なかなか担当課ではやっぱり自分の建物に対する機能面だとか必要最低限これがあるというふうな発想になるのはこれは仕方がないと思うのです。だけれども、それを変えていけるというのはやっぱり町長だと思うのです。担当課であれば、やっぱり自分の抱えた総合体育館だったら総合体育館として必要なものというくくりという、これは仕方のないことですから、そこでやっぱり政治家のトップとして、どうせやるのだったら七飯町に経済効果が落ちるようにだとか、いろいろなそういう仕掛けをつくっていかなければいけないと思うのです。その辺についていかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 私が言っているのは、普通に中体連・高体連、公式の試合ができる体育館はもちろんですけれども、ふだんに小中高生含めて利用しやすい体育館、皆さん高齢者の方も体力増進だとかそういうふうにして通える体育館というようなことで、地域に根ざした体育館を目指していきたいというふうに思っております。各種大会の部分も今、現状の体育館だとちょっと公式の試合ができないものもあるというようなことをございますけれども、そういう意味で利用できる体育館は目指していきたいというふうには思っております。

しかしながら、これから人口減少とそれからコンパクトシティ化というような部分では、施設の規模だとか、それから利用する機能だとか、そういうものは検討委員会のほうで必要なものを話合っていたいておりますので、そういうような体育館にしていきたいというふうに思っておりますので、できれば公式の試合なんかはできるようなものを進めたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 町長の考え自体が最低限の機能面ということで進めていくという答弁だったと思います。それは町長の考えなので、町長がそういうふうを考えているのであれば、それを基に進めていくということにはなると思うのですけれども。

私はどうせなら、どうせ何億、何十億円もかかってやるものですから、そういう町全体が元気になるような仕組みを考えてやるべきではないかなと思ったので、ここはちょっとしつこく質問させていただいております。

最終的に本当は優先順位というものを、今、上がってきているものだけでも最低でももうそろそろ出していかないと、進めていくのに支障があるのではないかなというふうに思ったので、ある程度優先順位という言葉を使わせていただいておりますけれども、図書館も体育館も町民プールも複合でやるのかやらないのか、それもまだ決まっていないということです。

で、それであれば優先順位というのはいつ出るのかなと思うのです。

図書館は別として、体育館とプールが一緒とか、そういうふうになるのであれば、ではどっちが先とかという質問もできたのですが、まだ図書館・プール・体育館の複合的な考えとか、それぞれ別々で建てるということも現時点で決まっていないのに、これでは年内に候補地といったもの出せるのですか。3か所に分けた場合と複合で1本でやった場合と。もしくは図書館とスポーツ系が、体育館とプールが一緒になった……今もう12月です。もうそろそろ優先順位、この総合計画全体ではないにしても、今おっしゃっているような施政方針でしっかり入れていって進めていくとおっしゃっているものは、そろそろ出さないと、これはどういうふうに考えているのですか。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

中川友規議員の質問に対する答弁より入ります。

副町長。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（工藤 稔） ただいま図書館と体育館の関係で、複合にするのかそれとも単体なのかということをお先ほども、また優先順位はどうなのだとおっしゃって御質問ございましたけれども、第1回検討委員会の中で図書館と体育館、こちらのほうにつきまして、複合化がいいのか単体がいいのかということをお伺いしたところ、委員の方のほうから図書館と体育館を一緒にするのは難しい。動と静ということでちょっと施設のところが違うものですから、そちらのほうは難しいのではないかと御意見があったところでございます。

また、図書館のほうも文化センターとの連携というようなお話もございまして、そういった

ことから、第2回の検討委員会の中で事務局の案としまして単体で整備した場合のこういったような機能がございませうとか、また場所についても幾つか候補をお示しをして、それについては次回のこの検討委員会のほうで御意見をいただくというような形で進めているところでございます。

また、プールの関係でございませうけれども、第2回の検討委員会のほうで、これも事務教育のほうから御提案をさせていただいたのですが、近隣のプールの状況等その建設の関係、そしてランニングコストも含めて、今現在こういうような状況でございませうということをお示しをさせていただいた上で、なかなかちょっと一緒に整備していくというのが難しいのではないかとおっしゃってございませうということをお伺いをさせていただいて、町民プールのほうは一度保留扱いとさせていただいて、その上でまずは体育館・図書館の整備のほうを進める形、そちらに注力をするということで、その上で一度その整備のほうにめどがついた段階で改めて御議論をさせていただきたいということをお説明をさせていただいて、委員の方からは特段その御意見等はいただいているところではございません。

なお、先ほどちょっと保育所関係でございませうけれども、今後の進め方等改めてちょっと詳しい内容につきまして、担当課長のほうから御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） それでは、本町の学童保育に関する御質問がありましたので、その部分については私のほうから現在の状況について御答弁させていただきます。

まず、子育て施設のお話になりますけれども、来年度町内の認定こども園とか保育園の建て替えに係る町の負担分ということでの費用が数億円かかる予定となっております。

いずれにしても多額の費用がかかるということで、そういう事業でありますけれども、子供たちの過ごす場所、保育の施設、あと学童であれば放課後の居場所となる施設ですので、まず

は十分な町内検討とあと議員の皆様、それから町民や保護者の皆様の御意見を聞きながら進めていくことが必要なと思います。

来年度、令和6年度なのですけれども、子ども・子育て支援事業計画の策定年となっております。この子ども・子育て支援事業計画というのは、保育園の七飯町内全体で保育に必要な枠、人数、それからあとは学童の子供たちは何人の枠があれば間に合うのかというようなことを総合的に考えてつくる計画なのです。

その計画をつくる段階では、住民アンケートというものをやりますので、それを来年度アンケートを取りながら本当に保護者の皆さんが、子育て世帯の皆さんがどういう学童保育を望んでいるのかというニーズがあるのかということをしっかり見極めてから建設に着手してまいりたいと思うのです。

そういうこともありまして、令和6年度にどこに建てるか、どういう施設にするかということを検討して、先ほど町長からも答弁あったとおり、令和7年度に着手していきたいという考えでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 学童保育に関しては理解いたしました。

優先順位の件だったのですけれども、図書館については、今回図書館・体育館・プールということですので、図書館と体育館・プールというのはちょっと違うというので切り離すという考えはそれはそれで分かるのですけれども、ただ、プールはやっぱり体育館とプールというのが複合がいいのか隣接でやるのかというのはありますけれども、やっぱり町民プール見て分かりますよね。スポーツセンターもそうですけれども、やっぱり今ある施設で、いつになったら新しくなるのだというのを何十年も前から言われている状態で、図書館は今建っていないからほしいという声もあるのですけれども、図書館よりもまずは先に今あるものをしっかりやっていかなければならないのかなと。

こういう町のいろいろな施策の中にも、例えば高齢者の健康促進だとかいろいろな取組の考え方をうたっていますけれども、やっぱりプールというのは高齢者の体の機能を維持するための取組で、いろいろなところで事例ありますから、そういうのも含めていくと単純にプールでただ泳ぐだけと考えれば後回しでもいいかもしれませんが、そういうプールの使われ方というのをちゃんと考えているのであれば、早くやるべきだと思うのですけれども。そもそも使われ方をちゃんと考えないと、ただ25メートル泳ぐだけ、競技だけとかという考えでやるなら確かに後回しでもいいかもしれないですけれども、今、大体町民プール整備しているところというのは、高齢者が歩けるようにだとか小さい子供も運動できるようにだとか、そういういろいろなものを併せてやっていますので、健康増進のために。そこを少しそういう考えはないのかお伺いします。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（工藤 稔） ただいまのプール、改めて優先して建設する考えはないかということでございますけれども、先ほども御答弁させていただきましたとおり、近隣の市町のプールの状況、そこは通年でやるというところで、経費も含めてお示しをした上で御意見をいただいたところでございます。

また、町のほうも民間の企業と包括連携協定を結ばせていただいておりますので、例えばそういったようなところと連携した取組など、町が単独でそのプールを建てるのではなく、今のプールを修繕しながら生かしていきながら一方でまた民間の企業とも連携しながら取り組んで行くという、そういうこともできるのかなと思っておりますので、今段階として町のほうとして御提案はプールはちょっと図書館と体育館の終わった後ということで御提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） プールは体育館と図書館が終わった後という答弁だと思うのですけれど

も、プールに関しては民間と何かいろいろな協力しながらやっていくということですが、それはどういう考え方の中身なのですか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、お答えをさせていただきます。

七飯町と民間のスポーツクラブで包括連携協定を結んでございます。七飯町の町民の方が包括連携協定を結んだ先のプールの施設を優先的にというか、七飯町の方も使っていて、また特に高齢者の方の介護予防だとか健康増進のために使っていただけるように、全くの無料ということではないのですけれども、包括連携協定を結んだ七飯町の町民の方を優先的に使わせていただけるというような取組も、今現在これから進めていく予定でございます。

今、副町長から申し上げましたが、そのような内容でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 包括連携というのはいいのですけれども、そういう意味での包括連携ということであるのであれば、それがそういう意味であれば、では、そもそもプール要らないのではないですか。今みたいな考え方でいくと、極端に言ったら近隣に大きい図書館があるから、そっちも使いますのでといったら図書館だって要らないじゃないですか。その辺ってどういう考え方なのですか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（工藤 稔） 全て町のほうで整備をするということができればよろしいのかとは思いますが、その中でどうしても先ほど来いろいろ御議論させていただいているとおり、当然財源のお話もございまして、その中で町としてどのような優先順位で整備をしていくかという考え方に立った上で、また、その事業費のほうも当然優劣性も含めて補助金など、そういったようなものも含めて検討した上で進めていくべきと思っております、その中で今、町のほうとしてはまずは体育館そして図書館のほう、そちらのほうをまずは優先して取組を、い

ろいろ町民の声を聞きながらどのような機能が必要か、そういったものを検討させていただいて、その上でプールにつきましては既存のプールが今ございますので、そういったようなものをまずは有効活用というか、修繕をしながら使ってもらいたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 現状のプールを使いたいと思いますか、逆に。今、あれしかないからプールを使う人は仕方なく使っている人が多いと思うのです。本当は普通のちゃんとしたプールがあったら、もっと使いたい人がいると思うのですけれども。今のあのプールを見ていきいたいと思いますか。もしくは、例えば健康の促進をするにしても、あのプールでそういう運動ってできますか。

そういうことを言っていて、逆に図書館なんかであれば、今現状建っていないものであって、電子書籍だとかいろいろなものも出てきている中で、急いで、図書館が必要ないと言っているのではないのです。図書館はあったほうがいいのですけれども、優先順位としてはまずそっちではなくて、もう何十年も、あのプールを見れば分かると思いますけれども、あのプールと体育館とということですから、町はそれでもやらないという考えなのですか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（工藤 稔） プールをやらないというわけではございませんで、あくまでも今の当然資材高騰とかもございまして、どうしても町としてできる部分というのが、当然出せる財源も限られていますし、どのようなものを優先してやるかということの考え方を整理した上で、町のほうとしても今プールにつきましては既存のプールを活用、そして先ほども包括連携協定のお話もさせていただきましたけれども、そういった企業との連携した取組を含めて、なるべく町民の皆さんの御要望にお応えできるような形で何とか進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 時間がないので、この質問はもうやめます。

次、2問目といたしまして、独居高齢者の熱中症対策についてということで、今年の七飯町は今までにない猛暑となり、町民の皆さんも本当に大変な生活環境だったのではないかと思います。

特に高齢者においては、これまでも我慢して暑い夏を乗り切ってきた生活環境の下、エアコンを設置していないなどのお話も聞かれる。

高齢者でも夫婦や家族と同居している場合は、お互いの声かけなど注意喚起や暑さ対策などを行うことは可能だが、独り暮らしの高齢者は自身の判断を誤ると命に関わることとなります。七飯町では人口約2万7,700人中約35%の9,700人が65歳以上の高齢者となっております。

そこで、次の点について伺いたい。

- 1、町内の独居高齢者の件数について。
- 2、独居高齢者への関わりについて。
- 3、独居高齢者の熱中症の状況について。
- 4、独居高齢者に対する熱中症対策について。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

1点目の町内の独居高齢者数についてですが、当町が保有する住民基本台帳におけるデータでは、正確な独居高齢者数を把握することができないため、令和2年度の国政調査における65歳以上の単独世帯数でお答えいたしますが、1,731世帯となっております。

なお、参考までに、同調査における総人口につきましては2万7,686人、65歳以上の人口は9,722人となっております。

2点目の独居高齢者への関わりについてですが、居住する地域や高齢者の方の状況によって対応は様々でございますが、福祉課で把握している関わりとしては、町内会において町の保健福祉在宅サービスに位置づけられている地域要

援護者支え合い事業で、独り暮らし高齢者の安否確認運動、会食会及び茶話会が実施されています。

民生委員においては、毎年実施される独居高齢者等実態調査のほか、高齢者訪問が実施されています。

介護保険事業においては、要支援・要介護認定を受け、介護サービスを利用している高齢者に対する介護支援専門員地域包括支援センターの職員による定期的な訪問、電話による身体状況の確認のほか、介護サービスを利用していない高齢者の方に対しては地域包括支援センターにおいて実態把握訪問等が実施されております。

3点目の独居高齢者の熱中症の状況については、新型コロナウイルス感染症のように自治体への届出等が法律に位置づけられていないため、正確な状況について把握はしていませんが、七飯消防署に確認をしたところ、今年度熱中症により救急搬送された方は31名で、そのうち14名が65歳以上の方でしたが、独居高齢者かどうかについては不明とのことでした。

4点目の独居高齢者に対する熱中症対策については、2点目でお応えした独居高齢者に関する関係者による注意喚起や見守り等の対応をそれぞれの立場で可能な範囲で実施していただいているほか、熱中症に限らず急病や事故等の緊急事態が発生した場合において、迅速かつ適切な対応が行えるよう七飯町の保健福祉在宅サービスにおいて要支援・要介護認定を受けた独居高齢者等に対し、緊急事態の発生を知らせるための緊急通報装置のほか、人感センサー、温度センサーを内蔵した見守り支援システムを貸与しております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） これに関しては、今年本当に猛暑で、高齢者の方ってエアコンのない時代から過ごしていますので、暑さに対して強いのか我慢するという傾向が多いのです。エアコンがついている家でも電気を入れないとか、あとはエアコンがついていないから熱中症になる

からそういうのも考えたほうがいいよと言っても、いや、窓開ければいいのだから、窓を開けても熱風が来るだけなのですけれども、扇風機をやっているただ熱い空気が回っているだけなのですけれども、やっぱり我慢するという癖というか、そういうふうに今までこられたと思うので、そういう状況なものですから、これが家族がいたり夫婦で住んでいたりすると、やっぱりどちらかが具合が悪そうだよとかちょっと冷やしたほうがいいのかできるのですけれども、一人で住んでいる方というのはそれはできなくて、私の知っているところの、全ての原因はそれということではないかもしれませんが、すごい元気な方がいたのですけれども、やっぱりエアコンがついていないということでも亡くなっていたということもあったのです。本当に元気な方だったので、ちょっとこういうのは防げた案件かなというのをちょっと目の当たりにしてしまったので、なので、例えばエアコンをつけるように何か取組をするだとか、もしくはエアコンに限らず、そういう亡くなるようなことがないような取組をやっていくかとまずいかなというのを今年の夏に実感したので、こういうのはスピーディーにやっていくかと来年もまた夏が来ますので、その辺についてちょっとお伺いします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） 再質問にお答えいたします。

確かに高齢者の方というのは、特にやっぱり暑さに対してちょっと感覚が少し鈍い方もいらっしゃるっちゃって、実際扇風機を使うだけでも、やっぱり風が来ると寒く感じるというように、過敏に反応する方もいるものですから、ただ、やっぱり全員がそういうわけでは決してありませんけれども、そういうようなところもありますので、やっぱり周りの方がいかに声をかけて、部屋が暑くなっているから少し薄着にしたりだとか、換気したりだとか水分を取ったりだとかということで、やっぱり声かけということが一番有効な手立てだというふうに私のほうでは感じておりますので、いろいろ全国的な取

組で厚労省からもこういう熱中症対策というところで出ているものもありますので、その中でもチラシの作成による注意喚起ですとか、そういうところを徹底しながらやっていくことがまずは有効ということでも示されておりますし、これができるかどうかはあれですけれども、本当に暑い日については一時避難的に、例えば公共施設などが活用できないかですとか、高齢者施設などで本当にちょっと心配な方は一時的にそういうような避難するような取組なんかもできないか、そのあたりも全国的な取組の中できている自治体などもあるものですから、そういったところの取組なんかも参考にしながら、来年の夏に向けて検討のほうをしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解よろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 取組はいいのですけれども、総合計画の中にも高齢者に対して、今後単身世帯や夫婦のみの高齢者が一層増加していくということで予測しているとうたっていますので、国勢調査だけに頼らず、町でも分かっていることなものですから、そこをしっかりと単身高齢者をサポートする体制をつくっていただきたいなど。取組をしていくということだったのですけれども、ちょっと同じ答弁になるかもしれないのですけれども、もう一度その辺について

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） 単身高齢者、独居高齢者の方に関しては、この熱中症に限らずなのですが、やっぱり様々なリスクを抱えながらというか、様々な、冬であれば冬なりのいろいろな危険な部分もあつたりとかしますので、やはりそのあたりは、もちろん町だけでは難しい部分もありますので、関係機関そしてまた町内会なども含めて、そのあたり自助・公助なども含めて皆さんでいろいろな形で、共助も含めて取組のほうを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 2問目は終わります。

次、3問目で除雪排雪対策について。

七飯町では住民の生活を守るため、除雪排雪の体制を年々強化し対策を取ってきたと思われる。また、住民も一緒になってそれぞれ雪かきをして、空き地等に雪を運ぶなどそれぞれの地域でできる対策をしていた。

しかしながら、高齢化も進み、雪かき作業自体できる人も減ってしまい、さらには宅地化が進み雪を寄せる空き地もなくなり、住宅街など地域によっては町の排雪頼みになっている状態である。町の除雪排雪体制も町内委託業者の高齢化や人材不足など大変な状況であります。

そこで次の点について伺いたい。

1、委託業者の高齢化や人材不足の現状の中で今後の対策について。

2、宅地化が進み雪を寄せる場所がない状況の対策について。

3、今後の除雪排雪について。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 1点目についてでございますが、道路の除雪につきましては、以前より高齢者等の除雪作業負担軽減の観点からも、小型タイヤショベルによる（間口の除雪に寄せる）による寄せ雪の除去について実施しており、現在においてはこれ以上の対応は難しいものと考えておりますが、今後、新たな手法等を取り入れ可能なものがあれば、導入について検討してまいります。

また、除雪作業員の高齢化等による人材不足につきましては、除雪業務はもとより、それに関わる建設業全体の課題であると認識しております。町の委託業者につきましても建設業者であることから、今後国の施策や他の自治体の人員確保の取組方法なども参考にしながら、現状の除雪体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

2点目についてでございますが、昨年度の大雪も踏まえ、雪寄せ場所の不足も考えられることから、今年度予算では昨年度より排雪回数を増やし、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

3点目でございますが、1点目と2点でもありました高齢化やそれに伴う除雪業務に係る人材不足の対応や、導入可能な新たな手法等についても今後検討し、財政状況も勘案しながら現状の除雪体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 今年度も排雪等々やるということですが、今の体制だとかそういうのはいいと、非常にしっかりやっていると思うのですが、今回の質問は今後のことで、要は除雪業者が、例えば町が排雪にお金をたくさん出しても、やれる業者が、今は一生懸命やっただいていますけれども、今後なかなか対応できる業者が少なくなってくるということに、例えば排雪場所の確保だとか融雪槽の補助金をつけて各家庭で敷地の雪を出さないで、敷地内で雪を処理していただく、そういうようなことをやることによって道路の排雪の量が減っていくのです。だからそういうことを、今すぐではなくて将来的に考えていかないと、業者が対応できなくなったときに町のお金で何ぼ払っても対応できないとなりますので、今からそういうことを考えていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 現在の段階では除雪業務の委託、直営も含めまして、作業員が40歳以下が半数以上を占めておりまして、当面は除雪排雪の対応は可能であると考えておりますが、議員おっしゃるとおり、今後作業員、住民の方もそうですけれども、高齢化というものが進んでいくことは想定されていることでございます。

先ほど議員がおっしゃった融雪槽・融雪機などに対する補助について現在具体的な検討はしておりませんが、今後このような補助事業については、北海道内において実施している自治体もあることは確認しておりますので、今後も積雪量の増加や住民や作業員の高齢化に備え、排雪量の減少にもつながるものであれば、今後そ

のようなものも調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 業者のほうで40歳以下が多いということだったのですけれども、人材不足というところを一応念頭に入れていただいて、排雪をやるということは除雪をした後に排雪もやっているのです。実際に雪が続いた日だとか雪がたまって排雪も重なって除雪があるというときは、本当に大変なのです、やっている人たちが。今何とかみんなやっていただいていますけれども、そういう状況は、今でもそういう状況なのです。これがもし3年、5年、10年となっていくときに、もっとひどい状態で対応ができないかもしれません。なので、住民の方が雪を寄せられる場所の確保だとか個人宅で自分の雪は自分で処理するというようなことを今から考えていくべきですけれども、その辺もう1回お願いします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 昨年の大雪のように、積雪量が多いとやはり排雪量もかなり増えますし、作業に携わる方も十分大変だということは承知しているところでございます。

今後雪の置き場、住宅街、最近ある程度家が建って置くところもないという状況もありますので、以前から町の管理している公園等にも置けるようにすることを進めているところでございますけれども、それもまだなかなか足りないということもありますので、今後雪置き場の確保だとか、先ほど議員がおっしゃっているような融雪槽・融雪機の設置に対する補助、これ自治体によって融雪機の購入に対する利子の補給だとか、あと実際に直接半分とか何十万円が限度で補助しますよという制度も道内で見受けられておりますので、その辺もちょっと、その効果等も他の自治体にも聞きながら、実施について検討、調査研究してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 次は、通告順により稲垣明美議員の一般質問の予定ですが、体調不良の理由により本日欠席しており本議場におりませんので、会議規則第60条第5項の規定により、通告の効力を失うことといたします。

以上で、一般質問を終わります。

日程第3

議案第51号 七飯町基金条例の整備
に関する条例の制定について

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第51号七飯町基金条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第51号七飯町基金条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

このたび提案いたします七飯町基金条例の整備に関する条例については、財政課が所管する基金条例及び各課の所管に属する基金条例のうち、各基金条例の条項及び条文の整理・統一を目的に、10本の基金条例をまとめて改正する整備条例として提案するものでございます。

それでは、議案関係資料の1、1ページをお開き願います。

初めに1の改正理由でございますが、先の令和5年第2回七飯町議会定例会に提案し、第3回定例会で議決をいただきました七飯町子ども・子育て応援基金条例の審査の過程で、各基金条例の全体を比較したところ、それぞれの基金条例の効力には影響がないものの、一部に文言が整合しない箇所があり、総務経済常任委員会の質疑に対して、今後、一括して文言を整理するための条例改正を行う旨の回答をしたところであります。

また、令和5年第3回七飯町議会定例会で報告された報告第8号総務経済常任委員会報告書においても、各種基金条例の文言の整理については、早い時期に実施することを望むとの意見が付されたところであります。

そのため、各基金条例の文言を改めて整理することを目的として、この条例を提出するものがございます。

次に、2の改正内容でございますが、定額運用基金である七飯町育英基金条例を除いた次に掲げる10本の条例を改正いたします。

主な改正箇所としては、「積立額」の表現、「保険事故が発生した場合の基金の処分」に関する条項のほか、基金条例全体の文言の統一性を図るための改正を行うものであります。

改正を行う10本の基金条例ですが、1点目、七飯町一般会計財政調整基金条例、2点目、七飯町減債基金条例、3点目、七飯町公共施設整備基金条例、4点目、社会教育施設整備基金条例、5点目、七飯町福祉基金条例、6点目、七飯町国民健康保険財政調整基金条例、7点目、七飯町介護保険財政調整基金条例、8点目、七飯町活力のあるまちづくり推進基金条例、9点目、七飯町森林環境譲与税基金条例、最後に、七飯町子ども・子育て応援基金条例でございます。

なお、基金条例のうち、七飯町環境保全事業推進基金条例については、条文の整理のほか、設置規定及び職員規定の見直しを含め改正しますので、別の議案として提案しているものがございます。

最後に、3のこの条例の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、ここまでが七飯町基金条例の整備に関する条例の概要となりますが、この条例改正10本の新旧対照表につきましては、裏面の資料2のとおり添付してございますので、御参考としていただきたいと思います。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第51号七飯町基金条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第52号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第52号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第52号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、提案理由を説明申し上げます。

このたび提案いたします財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正でございますが、町内で福祉事業の活動を行う社会福祉法人が運営する保育園が、町有地である大沼岳陽学校の敷地内に移転することとなり、その移転に併せ現在町が運営する大沼地区の学童保育クラブについても新たに建設される保育園に併設・移管されることが社会福祉法人と合意がなされております。

町ではこの移転により、町有財産の最適利用の促進を図り、行政財産の目的外使用に係る必要な事項を条例に位置づけるため、このたび財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正するものがございます。

それでは、議案関係資料の3、18ページをお開き願います。

初めに、1の改正理由でございますが、先ほど申し上げました提案理由と重複いたしますが、地方自治法では本来の用途または目的を妨

げない限度において行政財産の目的外使用の許可が認められており、当町においても町有財産の最適利用の推進を目指し、行政財産の目的外使用に係る必要な事項等を整備するため、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、1点目として貸付料の減免（無償または減額貸付）について、行政財産を加えた改正を行います。

2点目として、行政財産の使用料について、必要な事項を定めます。

3点目として、行政財産の使用料の減免（無償または使用料の減額）について、必要な事項を定めるものでございます。

最後に、3のこの条例の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、ここまでが財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の概要となりますが、この条例改正の新旧対照表につきましては、次のページ資料4のとおり添付してございますので御参考としていただければと思います。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については詳細な審査を要することから、総務経済常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、総務経済常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5

議案第53号 七飯町環境保全事業推進基金条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第53号七飯町環境保全事業推進基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第53号七飯町環境保全事業推進基金条例の一部改正について、提案理由を説明申し上げます。

このたび提案いたします七飯町環境保全事業推進基金条例の一部改正については、これまでは大沼の環境保全の推進に役立てるため、主として水質環境の改善に資する事業に基金を活用してまいりましたが、今後は再生可能エネルギー等の導入を視野に入れた自然環境及び生活環境の保全を促進し、脱炭素社会の実現に向けた事業に基金を活用することを可能とするため、条例改正を行うものでございます。

それでは、議案関係資料の5、21ページをお開き願います。

初めに、1の改正理由でございますが、先ほど申し上げました提案理由と重複いたしますが、七飯町環境保全事業推進基金を財源として充てることができる事業として、大沼の環境保全に加え、脱炭素社会の実現に要する経費に充てることとするほか、文言の整理を行うため、七飯町環境保全事業推進基金条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正内容についてでございますが、1点目として、基金の設置目的を大沼に限定したものから、自然環境及び生活環境の保全に加え、再生可能エネルギー等の導入による脱炭素社会の促進に改めます。

2点目として、基金の充当事業として、従前の大沼の環境保全事業に加え、新たに再生可能エネルギー等を活用した脱炭素社会の実現に要する事業を加えます。

最後に、この条例の改正に併せ、別に提案し議決をいただきました七飯町基金条例の整備に関する条例と同様に、所要の文言の整理を行うものでございます。

最後に、3のこの条例の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、ここまでが七飯町環境保全事業推進基金条例の一部を改正する条例の概要となりますが、この条例改正の新旧対照表につきましては、裏面の資料6のとおり添付してございますので、御参考としていただければと思います。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第53号七飯町環境保全事業推進基金条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第54号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第54号七飯町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、議案第54号七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案説明を申し上げます。

改正する内容については、お手元に配付されてございます議案関係資料の24ページ、資料7の七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1の改正理由といたしまして、国の少子化対策の一つとして、出産前後の国民健康保険被保険者の保険税の減額を行うこととなり、地方税法施行令の一部改正により、出産前後の被保険者に係る保険税の減額基準が示されたことから、七飯町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正内容といたしまして、該当世帯に係る国民健康保険税について、出産を予定するまたは出産した被保険者に係る所得割及び均等割を出産日前後の4か月分（多胎のときに関しましては6か月分）を減額するものでございます。

3の施行期日といたしまして、この条例は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

4の適用区分といたしまして、この条例による改正後の規定は、令和5年度分のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の国民健康保険税に適用するものでございます。

新旧対照表につきましては、次の25ページから27ページの資料8に添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） これは子育て世帯の負担軽減ということで、法律的に決まったようなことで、なかなか捉え方が難しいですが、出産予定前後の4か月ということで、国民健康保険税

の所得税の2分の1の額に被保険者の出産の予定日の属する月の前月から出産予定日の翌々日までの期間、当該年度に属する月数を乗じた額と介護保険も同じ部分で計算されるということですが、これ、まず妊娠しましたということで、例えば、そういうたとえの話でなければなかなかちょっとすとんと落ちない、意味がちょっと分からない部分があるのですが、病院で妊娠しましたと、それで届出て母子手帳をいただきましたとって、分かったその12月分と前後4か月分ですから1月、2月、3月まで減税されるというような中身でそういうような考えでいいのか。

今、妊娠されている方で今月が出産日となった方の税はどのようになるのか、そのあたりの分かるような、今、妊娠されて出産間近ですよというような方の減税は、これで見ると6年の1月ということになっていますけれども、12月分も減税されて4か月ですから12、1、2、3月という減税になるか、そのあたりちょっと詳しく、なかなか皆さんこれだけ見ても分からない状態、当事者だったらいろいろ説明を受けるのでしょうけれども、なかなか分かりにくい、そしてこれは申請を自分が出さなければいけないということになっているのか、それとも母子手帳をいただいた時点でこちらのほうで配慮してやるのか、そのあたりの申出の部分、そのあたりも教えていただきたいなど。そういうところで今のところお願いします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、御質問にお答えしてまいりたいと思います。

文言のみでしたので、なかなか御理解いただくのが難しかったかもしれません。

御説明を申し上げますと、まず、出産の予定日が基準になります。例えば、出産の予定日が令和6年の1月であれば、予定日の前月から予定月それからその翌月翌々月、これをひっくり返して4か月分を減免するという仕組みでございます。

しかし、このたびの改正が令和6年1月1日施行となつてございますので、今のケースであ

れば、令和6年1月が出産予定日の場合は、残念ながら12月分については適用されないということで御理解をいただきたい。あくまでも対象になるのは令和6年1月1日以後の保険税ということで御理解をいただきたいと思います。

そして、この考え方につきましては、保険料を年額分についてこれを月割にする、そのために12で割りますので、それについて該当の方の分の所得割、それから均等割を減免するというような形でございます。

そしてこの出産予定日については、今の御質問にもありましたとおり、母子手帳等で確認できますので、それらを確認させていただいて適用していくということになります。

また、こちらは申請をいただくという形が基本になります。これから運用の部分になってきますが、申請につきましてはできる限り遡及して適用するということも考えてございまして、ぜひこの制度の周知に努めて、減免の趣旨を御理解いただいて御活用いただければと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 周知の方法を今のところどのような形でやっているのか。子育て支援のほうでもいろいろアプリも今一生懸命やってくさっている部分もあるのですけれども、そういう部分とか周知の方法をもう少し具体的に。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（福川晃也） こちらの制度につきましては、全国で一斉に実施となりますので、国も含めて関係機関その他がこの趣旨・制度についてチラシになる場合もあれば、政府広報、それから医療等の関係機関でお知らせをしていく。当然、町としても広報等使いながらぜひこの制度を御利用いただきまして、少子化対策につなげていきたいと考えてございまして御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第54号七飯町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第55号 七飯町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第55号七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） それでは、議案第55号七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

主な改正内容につきましては、議案関係資料で御説明いたしますので、資料28ページの資料9を御覧願います。

1番、改正理由でございます。

国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が、令和5年4月12日付で改正され、同年4月1日から適用されています。

放課後児童支援員は、原則として知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者である必要がありましたが、改正通知では、経過措置として研修計画を定めた上で、支援員としての業務に従事することになった日から2年以内に研修の修了を予定している者について

も支援員とみなすこととしております。

七飯町内の放課後児童健全育成事業実施施設において、支援員の確保に苦慮している現状を鑑み、七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

2番、改正内容についてです。

職員に関する経過措置を規定している附則第2項を改正通知に対応するため、改正いたします。

3番、施行期日は公布の日からとしております。

なお、議案関係資料29ページの資料10に新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 何点かちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども、まずは、道が、知事が実施するという話ですけれども、これは経過措置として研修経過、これについては町が研修計画を定めるのか、あくまでも道の認定資格研修を用いてやるのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、研修を定めた上で支援員として業務に従事して云々とありますけれども、2年以内にこの研修を修了すると支援員としていいですよと資格がありますよという話ですけれども、現在、七飯町でそういう支援員の資格を持っていない方がどのぐらいいるのか、そこら辺教えていただきたいと思っております。

この2年以内の研修というのですけれども、これは時間数で決まっているのか、あるいはどういうふうに決まっているのか、そこら辺も併せて教えていただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） それでは御質問にお答えしてまいります。

知事が実施する研修のその計画というもの

は、道がやるものなのかというところなのですが、研修自体は道が主催してやる研修なのですが、計画については各施設でこの支援員については今年受けますとかこの支援員については来年受けますよというような計画を立てることになっております。その研修を受けるスケジュールのことというふうに介しております。

二つ目の御質問で、2年以内に修了するというふうになっているけれども、資格を持っていない人はどれぐらいいるのかということなのですが、町営の学童保育クラブの支援員を例にしますと、職員が36人いるのですが、そのうち23名はもう研修を受けていて有資格者となっております。ですので13名が研修をまだ受けていないということになっております。

それから、研修の時間数なのですが、これは4日間の研修の日程で組まれて、道のほうの研修の日程は4日間で組まれております。それぞれの学童支援員が受けることができるようなスケジュールで、道のほうから今年はこの日程でやるので、受講する人を募集するのでということで連絡が来ることになっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） そうすると、これはあくまでも道の認定資格に基づいた研修をします。それで、研修の日程は4日間で2年間の間に4日間の研修を受ければよいという、そういう考え方でよろしいのですか。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） 申し訳ございません、説明がちょっとあれでしたけれども、この道の研修は1年に1回実施されて、その日程がトータルで4日間ありますので、それをその年全部受ければ認定員の資格を有することになるというものでございます。1年間に1回あって、日程が4日間ということになってございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第55号七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第56号 七飯町公の施設に係る 指定管理者の指定について

○議長（木下 敏） 日程第8 議案第56号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、議案第56号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について御説明をいたします。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるとでございます。

1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置は2施設ございまして、施設名称は七飯町大沼国際セミナーハウスと、七飯町大沼森林公園でございます。施設の位置は、両施設が一体となっており、亀田郡七飯町字大沼町127番地1でございます。

次に、指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者氏名ですが、住所は、亀田郡七飯町字大沼町127番地1。名称は、一般財団法人

人北海道大沼国際交流協会。代表者氏名、理事長、杉原太でございます。

次に、管理を行わせる期間ですが、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

続いて、議案関係資料30ページ、資料11、指定管理者選定経過概要を御覧ください。

本年8月に公募を開始し、8月15日に公募説明会を開催しました。

説明会には、一般財団法人北海道大沼国際交流協会1団体が出席されました。その後、応募登録の申込期限の8月22日までに一般財団法人北海道大沼国際交流協会が登録し、9月26日までの提出期限までに指定管理者指定申請書を提出してございます。10月2日に指定管理者選考委員会を開催し、提出書類及びヒアリングにより審査し、評価が行われた結果、500点満点中389.1点の評価となり、指定管理者の候補者として選定し、このたび御提案をさせていただきますものです。

また、本定例会に御提案しております議案第59号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第8号）の第3表債務負担行為補正に指定管理料3年間分の総額1億1,193万3,000円を計上させていただいております。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第56号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第57号 七飯町公の施設に係る 指定管理者の指定について

○議長（木下 敏） 日程第9 議案第57号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、議案第57号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について提案説明いたします。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めます。

初めに、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、施設の名称は、七飯町精神障害者通所授産施設（ぼぼろ館）。施設の位置は、亀田郡七飯町鳴川5丁目348番3。

次に、2、指定管理者となるべき団体の住所及び名称及び代表者氏名でございますが、住所は、亀田郡七飯町字中野210番地2で、名称は社会福祉法人七飯福祉会で、代表者氏名は理事長、馬場修一氏でございます。

次に、3、管理を行わせる期間でございますが、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

続いて、議案関係資料30ページ、資料11、指定管理者選定経過概要を御覧ください。

指定管理者選定経過の概要でございますが、本年8月1日に公募を開始し、8月15日公募説明会を開催いたしました。説明会には、社会福祉法人七飯福祉会、1団体の参加がございました。その後、応募登録の申込期限であります8月22日までに社会福祉法人七飯福祉会が登録し、9月26日の申請書提出期限までに指定管理者指定申請書を提出してございます。10月2日に選定委員会を開催し、提出書類及びヒ

アリングによる審査を行い評価した結果、500点満点中402.2点の評価であったことから指定管理者の候補として選定し、今回提案させていただきます。

また、今回第59号で御提案します令和5年度一般会計補正予算（第8号）に係る予算として指定管理料の債務負担行為、3か年で総額1億2,313万5,000円を計上しております。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第57号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10

**議案第58号 定住自立圏形成協定の
一部を変更する協定の締結について**

○議長（木下 敏） 日程第10 議案第58号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、議案第58号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、御提案をさせていただきます。

本案は、七飯町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、別紙のとおり定住自

立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、これまでの経過として、総務省が推進する定住自立圏構想に基づき、中心市である函館市と道南17市町が互いに連携し、及び協力することを目的として、平成26年3月に定住自立圏形成協定を締結しました。そして、同年9月に人口定住に関する具体的な取組内容及び圏域の将来像を明らかにした南北海道定住自立圏共生ビジョンを策定しております。

その南北海道定住自立圏共生ビジョンは計画期間が5年間であるため、平成31年1月に第2次計画に更新し、推進してきたところでありますが、令和5年度をもって計画期間が満了となることから、新たに第3次南北海道定住自立圏共生ビジョンを策定するため、当該ビジョンの内容に合わせてこの協定を締結するものであります。

次のページをお開きください。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書でございます。

函館市（以下「甲」という。）と七飯町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結します。

それでは、議案関係資料31ページをお開きください。

資料12の定住自立圏形成に関する協定書新旧対照表でございますが、右側の改正後を御覧ください。

別表第1を次のように改めます。

別表第1、ア、医療。

下線部分に変更となる箇所、「安定的な医療提供体制の確保」に項目名を変更し、その内容につきましても一部文言の整理となっております。

続いて、新たな分野として、エ、教育を追加いたします。項目は、「文化・スポーツの振興」でございます。

取組の内容、圏域内の文化・スポーツを振興

するため、文化・スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組む。

甲の役割、乙と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業において中心的な役割を担う。

乙の役割、甲と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業に取り組む、を追加いたします。

次のページに移りまして、別表第2に新たな分野として、「エ、その他」を追加いたします。

項目は、消費生活相談の広域的対応でございます。

取組の内容、圏域住民の消費生活の安定及び向上を図るため、函館市消費生活センターにおいて相談対応等を実施する。

甲の役割、乙と連携して、圏域住民の消費生活の安定及び向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等の実施において中心的な役割を担う。

乙の役割、甲と連携して、圏域住民の消費生活の安定及び向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等を実施する、を追加いたします。

議案にお戻りください。

中心市である函館市との変更協定の締結は、本年12月中を予定しております。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第58号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第59号 令和5年度七飯町一般会計補正予算（第8号）

○議長（木下 敏） 日程第11 議案第59号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第59号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第8号）について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算（第8号）ですが、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,263万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ124億7,520万円とする補正予算と、第2条は、繰越明許費の補正として2事業を追加することについて第2表に、第3条は、債務負担行為の補正として3事項を追加することについて第3条に定めるものでございます。

それでは、初めに歳出から御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

今回提案します補正予算の概要となりますが、主なものとしまして、1点目に大沼保育園・学童保育施設の移転に伴う用地造成工事の追加や道の駅なないろ・ななえの浄化槽処理適正化対策に係る前処理工事の追加など、建設改良費に合わせて3,284万円を追加。

2点目に、原油価格やエネルギー価格の高騰に伴い、公共施設の燃料費や電気料に不足が見込まれることから、不足する各施設の燃料費等に4,033万円を追加。

3点目に、今後増加が見込まれる各種扶助費の増加分に1億2,586万円を追加し、最後にこの執行見込みによる今後の執行見込みによる事業費の増減分などを補正するものでございます。

最初に、1款1項1目議会費は、観光振興等に係る北海道への要望活動を行うため、特別委員会要望活動旅費に34万6,000円を追加。

2款総務費1項1目一般管理費の庁舎共通事務費は、今後の執行見込みによる増加分として電話料に78万3,000円を追加。3目財産管理費の特定目的基金費は、9月の第3回定例会において議決をいただき、新たに創設した子ども・子育て応援基金について、今回補正予算に提案した不用額の減額分を集計し今後の子育て施策の事業に活用するため、基金積立金に4,500万円を追加。5目財産管理費の庁舎管理費は、原油価格やエネルギー価格の高騰により、庁舎で使用する燃料費及び電気料が不足することから107万円を追加。7目企画費の地域交通事業費は、七飯町地域公共交通計画に基づき、令和6年1月下旬から令和7年1月下旬までの1年間で行う大沼地区移動支援実証実験運行に要する経費で、令和6年3月までの事業費として46万9,000円を追加。12目地域センター管理費は、本町地域センター及び鶴野地域センターで使用する燃料費が不足することから15万円を追加。

次に、2項2目賦課徴収費の賦課事務費は、家屋評価及び課税計算に用いる家屋評価システムの契約額確定により31万4,000円を減額。

13ページをお開き願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、国の社会保障番号制度の構築に向けた一連のシステム改修に要する経費で、コンビニ交付システム及び住民記録システム等の改修費に544万円を追加。

4項2目選挙執行費の町議会議員選挙執行費及び下段の北海道知事・議会議員選挙執行費は、選挙が終了したことによる不用額の減額分で、町議会議員選挙執行費は401万6,000円、北海道知事・議会議員選挙執行費は28万3,000円をそれぞれ減額。

15ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費の国民健

康保険特別会計繰出金は、国民健康保険特別会計の事業費の精査及び今後の執行見込みの推計により、一般会計からの繰出金として774万6,000円を追加。2目高齢者福祉費の介護保険特別会計繰出金は、介護保険電算システムの改修に伴う一般会計からの繰出金として149万6,000円を追加。3目高齢者医療助成費は、北海道後期高齢者医療広域連合へ支出する療養給付費の変更決定に伴い、負担金で909万6,000円の減額、同じく北海道後期高齢者医療広域連合の保険基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療特別会計の繰出金で289万円の減額。次に、4目障がい者福祉費の障がい者福祉費は、就労移行支援・就労継続支援等の利用者数の増加や児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用日数、利用者数の増加などで18節負担金補助及び交付金に50万5,000円、19節扶助費に7,806万6,000円をそれぞれ追加。22節償還金利子及び割引料は、前年度事業の精算に伴う国庫支出金等の返還金に26万2,000円を追加。地域生活支援事業費は障がい福祉サービス等の報酬改定に係るシステム改修費に55万円、今後の執行見込みによる障がい者福祉ホーム利用者負担金に5万4,000円を追加。

2項1目児童福祉総務費の児童福祉総務費は、障がい児保育事業並びに保育所完全給食実施事業の対象児童数が増加したことから、委託料に315万6,000円を追加。14節工事請負費は大沼保育園・学童保育施設の町有地移転に伴う用地造成工事に1,750万円を追加し、工事期間が翌年度にまたがることから、併せて繰越明許費を設定して行うものでございます。次に、児童福祉総務費特別給付金、その下の児童手当支給費は、前年度事業の精算に伴う国庫支出金等の返還金に163万5,000円、54万9,000円をそれぞれ追加。

17ページをお開き願います。

2目児童措置費の子ども・子育て支援給付事業費は、保育所、認定こども園及び地域型保育事業のこれまでの利用実績及び今後の執行見込みにより、それぞれの過不足を補正し、委託料

に1,866万7,000円を追加。3目児童等医療助成費の子ども医療助成費は、今後の執行見込みによる増加分として扶助費に2,880万2,000円を追加。

3項1目災害救助費は、11月下旬に発生した住宅火災及び今後の不足分の対応として災害見舞金に33万円を追加。

4款衛生費1項2目予防費の成人保健疾病予防対策費は、令和5年度から新規に带状疱疹ワクチン接種事業を開始し、当初の総定数を上回る接種者数により委託料に159万6,000円を追加。22節償還金利子及び割引料は、前年度以前の新型コロナウイルスワクチン接種事業の精算に伴う国庫支出金の返還金に30万6,000円を追加。3目環境衛生費の環境衛生費は、決算見込みにより消費生活相談業務負担金で7万5,000円の減額。有害鳥獣対策費は、頻繁に出没するようになったヒグマ対策として、残雪期の捕獲促進事業春期管理捕獲に出勤する鳥獣被害対策実施隊員の報酬及び報償費に77万6,000円を追加。火葬場及び墓地管理費は、燃料費の高騰分、電気料の執行見込みにより需用費で46万6,000円を追加。6目健康センター管理費は、燃料費の高騰分、電気料及び上下水道料の執行見込みのほか、男子浴室排煙窓の修繕を行うため、需用費に85万9,000円を追加。

19ページをお開き願います。

2項2目塵芥処理費の廃棄物処理費及び下段の廃棄物処理作業車管理費は、経年劣化による圧縮機用コンプレッサー、作業重機のバッテリー購入費で廃棄物処理費は20万4,000円、廃棄物処理作業車管理費は9万4,000円をそれぞれ追加。

6款農林水産業費1項5目町営牧場運営費の町営牧場運営費及び下段の町営牧場作業車管理費は、城岱牧場における今年度の放牧期間が終了したことによる不用額の減額分で、町営牧場運営費は84万9,000円、町営牧場作業車管理費は10万3,000円をそれぞれ減額。

7款1項1目商工費の商工業経営安定支援事業費は、商工業経営安定資金の申請件数の見込

みにより融資保証料補給金及び融資利子補給金が不足することから97万7,000円を追加。特産品PR事業費は一般職旅費で1万4,000円の減額、ふるさと納税事業費は、国によるふるさと納税制度の改正により、寄附を募るために使える経費の全額が寄附額の50%以下となるよう厳格化されたことに伴う既存予算を修正するもので、経費の見直しに合わせ過不足額の補正を行うものでございます。

次に、2目観光費の観光費、次のページの観光費整備管理費は、決算見込みによる減額のほか、今年度の城岱牧場展望台の営業が終了したことから3万9,000円及び9,000円をそれぞれ減額。4目道の駅管理費の道の駅指定管理費は、さきの議員全員協議会で報告した道の駅なないろ・ななえの浄化槽処理適正化対策に係る前処理工程を進めるため、グリース阻集器、通称グリストラップ設置工事に220万円を追加。

8款土木費5項1目住宅管理費の社会資本整備総合交付金事業費（公住）は、政策空き家としている町営住宅の解体を進めるため、解体に要する調査設計委託料に770万円を追加、政策空き家からの退去者の移転が促進されていることから、その移転補償費に35万8,000円を追加。

9款消防費1項2目災害対策費は、在庫不足によりハザードマップの増刷を行うため73万7,000円を追加。

10款教育費1項2目事務局費の事務局費（教育支援）は、決算見込みにより4万9,000円を減額。教員住宅管理費は、今後の執行見込みにおいて教員住宅修繕料が不足することから10万円を追加。

2項1目学校管理費の小学校管理運営費は、次のページで各小学校で使用する燃料費及び電気料が不足することから1,345万6,000円を追加。校舎等営繕費（小学校）は、冬季における暖房系統の修繕を予定していることから80万円を追加。

3項1目学校管理費の中学校管理運営費は、各中学校で使用する燃料費及び電気料が不足す

ることから1,581万8,000円を追加。

4項2目文化振興費の公民館管理費は、各公民館で使用する燃料費が不足することから、5万5,000円を追加するほか、藤城公民館及び大沼の多目的会館の施設修繕料に17万8,000円を追加。3目社会教育施設振興費の文化センター管理費、大中山コモン管理費、大沼婦人会館管理費の電気料が不足することから、それぞれ183万3,000円、12万6,000円、95万2,000円を追加。

5項1目保健体育総務費のスポーツ振興総務費は、今後執行が見込まれる冬季スポーツ大会の参加費用の助成として、スポーツ振興補助金に10万円を追加。スポーツ合宿事業費は、今年度のスポーツ合宿事業の受入れが終了したことから253万3,000円を減額。体育施設管理費は、町内体育施設で使用する燃料費が不足することから67万6,000円を追加。2目学校給食費の学校給食センター運営費は、給食センターで使用する電気料が不足することから441万5,000円を追加するほか、給食運搬車の修繕料に15万円の追加。

25ページをお開き願います。

最後に、13款職員費1項1目職員給与費の一般職等給与費は、北海道市町村職員退職手当組合に納付する負担金において、令和5年度の納付率が確定したことにより3,460万円を減額するものでございます。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願います。

歳入予算の補正額の説明となりますが、このたびの補正予算は、歳出予算の補正に伴う歳入予算の過不足額を補正するものですので、歳出予算において説明しているものについては説明を省略させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、10款地方交付税1項1目地方交付税は、このたびの補正予算に伴う収支調整分として、普通交付税に1億1,296万1,000円を追加。

13款使用料及び手数料1項3目農林水産使用料は、収入額の確定により町営牧場使用料で

44万3,000円の減額。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定等負担金に157万円を追加。歳出の障がい者福祉費扶助費の増額補正に伴い、障がい者自立支援医療費負担金に283万3,000円、補装具費負担金に436万8,000円、障がい児通所給付費等負担金に3,183万円をそれぞれ追加。2節児童福祉費負担金は、子供のための教育・保育給付費負担金に1,130万3,000円を追加。

2項1目総務費国庫補助金は、社会保障税番号制度システム整備費補助金に544万円を追加。2目民生費国庫補助金は、障がい者総合支援事業費補助金に27万5,000円を追加。5目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金（移住促進）に17万9,000円、（公住除却）に385万円をそれぞれ追加。

15款道支出金1項1目民生費道負担金の1節社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定負担金に675万4,000円を追加。歳出の障がい者福祉費扶助費の増額補正に伴い、障がい者自立支援医療費負担金に141万6,000円、補装具費負担金に218万4,000円、障がい児通所給付費等負担金に1,591万5,000円をそれぞれ追加。後期高齢者医療保険基盤安定負担金は209万9,000円の減額。2節児童福祉費負担金は、子供のための教育・保育給付費負担金に736万4,000円を追加。2項2目民生費道補助金は、子ども医療給付事業補助金に439万3,000円を追加。

3項1目総務費委託料は、北海道知事・議会議員選挙事務交付金で28万3,000円の減額。

9ページをお開き願います。

16款財産収入1項2目利子及び配当金は、子ども・子育て応援基金の原資積立による預金運用により運用利子として1,000円を追加。

19款繰越金1項1目繰越金は、前年度事業の精算に伴う国及び北海道への返還分として、

前年度繰越金に275万2,000円を追加。

最後に、20款諸収入5項4目雑入は、城岱牧場の収入額の確定によりダニ予防対策経費負担金で26万8,000円、飼料給餌費負担金で11万6,000円をそれぞれ減額。商品券未使用分返還金（臨時交付金）の充当分は、会計検査院からの指摘により返還対象となった未換金分の商品券に係る受領済み金額が返還されるもので、45万9,000円を歳入予算に計上するものでございます。

最後に、4ページにお戻り願います。

第2表は、繰越明許費の補正でございます。

追加となるのは、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費のコンビニ交付システム・住民記録システム等改修事業に544万円。

3款民生費2項児童福祉費の大沼保育園・学童保育施設移転用地造成工事に175万円を追加し、2事業の総額で2,294万円を追加するものでございます。

続いて、第3表は債務負担行為の補正でございます。

このたび3事項の債務負担行為を追加するもので、初めに令和5年度で現在の指定管理が終了する2施設を、引き続き令和6年度から令和8年度までの3年間において指定管理を行わせたいことから、2施設の限度額をそれぞれ追加するものでございます。

一つ目の施設は、大沼国際セミナーハウス及び大沼森林公園で、指定管理料の限度額を1億1,193万3,000円に。

二つ目の施設として、精神障害者通所授産施設で指定管理料の限度額を1億2,313万5,000円とするものでございます。

次に、牧場作業用二輪車購入費は、現在、城岱牧場で使用している作業用バイクの1台が経年劣化による故障により使用に耐えない状況となったため、作業用バイクを買い換えるもので、納品までに一定期間を要することから令和5年度中に契約を完了し、翌年度に引き渡しを受けるため債務負担行為を設定するものであります。購入に係る債務負担行為の限度額を65万円とし、3事項の総額で2億3,571万8,

000円を追加するものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 2点ほどお願いします。

1点目は戸籍住民基本台帳費、これが業務委託料で二百何十万円かかっています。このシステム、住基カードを持っている方はコンビニで全国どこでも戸籍謄本とかそういうの取れるシステムなはずなのですが、本籍地が七飯町で、住んでいる場所が違う方というのは、一旦何かややこしいことをしないとこのシステムでほしいものが取れないという仕組みになっているのですが、今回のこの更新でそういう煩わしさはなくなるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

もう1点、これは消防費です。災害対策費ハザードマップ印刷製本、これは先ほどの説明では増設とおっしゃいましたけれども、どこで使われるものなのか。

それと、昨日私が一般質問している最中に、ハザードマップ内容は古くて現状と合っていないという説明がありましたが、これはどうなっているのかの御説明をお願いします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（福川晃也） 私のほうから、このたびの戸籍住民基本台帳費の委託料の部分に関連した御質問について御答弁をさせていただきます。

今、御質問にありましたとおり、議員おっしゃいますとおり戸籍に関しましては住んでいるところによって入手することができないというのが現に起きています。

それで、今後、これについては広域で交付できるように仕組みが変わっていくこととなっております。

ただし、このたびの委託料改修に関しましては、いわゆる戸籍等に対するふりがなの付与、これに対応するためのもので、コンビニ交付の

部分も含め住民記録システム等をこれに対応するような形で改修をさせていただき予算でございます。

さらに、このたびの委託料関連につきましては、国の補助金を全額充てることとなっておりまして、これらの申請手続のため、この度補正をさせていただいて繰越明許を組ませていただいております。

今後、まだこのふりがな等の改修に係る改正はまだ来年度も続く予定でございますので、非常に広汎な範囲に及ぶ改修となりますが、引き続きこういった国庫を活用しながらしっかりと制度改正に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝）

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一）

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（福川晃也） 議員お話されましたとおり、ちょっとサービスで、各自治体にもありますが、それぞれサービスが利用できる、できないというのがあって、御利用されるお客様にとって非常に分かりづらい面もあるというのは承知をしているところでございます。

特に、戸籍に関しましては今まさに3月1日をめどに広域交付に対応していくということで進められているところでございます。まだ国の

ほうから公布等されてございませんので、詳細についてはお知らせできないのですけれども、そういったことでサービスの向上については取組がなされているところでございます。

ただ、このたびの補正につきましては先ほど御説明しましたとおり、戸籍等に対するふりがなの付与ということで国庫をいただいて改修をしていくというものでございますので、それ以上のサービスの向上に関しましては、今後ちゃんと皆様に御利用いただけるような仕組みをつくってまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝）

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝）

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 何点かお聞きします。

まず、16ページの保育所完全給食実施委託料145万1,000円、この増額の理由をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、18ページの有害鳥獣対策費、これそれぞれ77万6,000円増額ですけれども、これは捕獲の量というか、捕った量が増えたのか、それとも単価を上げているのか、そこら辺ちょっともう少し説明をいただきたいと思います。

それから、20ページのふるさと納税事業費、これポータルサイト利用料が453万4,000円増額ですけれども、この理由をちょっと教えていただきたいということと、それから現在、ふるさと納税事業の現行予算が今、幾らになっているのかそこちょっと教えていただきたい。

それから、同僚議員からも出ていましたけれどもハザードマップ、これ何部作るのかちょっと教えていただきたい。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一）

いたします。

議案第59号七飯町一般会計補正予算（第8号）の質疑を続けます。

田村敏郎議員に対する答弁より入ります。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） それでは、保育所完全給食実施委託料の増額部分についての理由を説明させていただきます。

こちらの委託料は、今年度からスタートした事業でございます。当初予算の積算の際に、町内の幼稚園・保育園に給食を利用している児童を確認して、その人数を基に計上させていただきました。実際に事業がスタートしたところ、特に幼稚園部分を利用している子供たちについては、希望をとって昼食を用意しているところなのですけれども、今年度は給食を食べる希望者が大幅に増えたということで不足が見込まれることになりましたので、その分増額補正させていただきました。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） それでは17ページでございますが、環境衛生費の有害鳥獣対策費報酬及び報償費でございますが、こちらの内容についてでございますが、本年、大沼周遊道路での観光客によるヒグマ目撃が相次ぎ、事故の可能性が高まっており、山の個体数を削減するため新たに人里出没抑制のため、春期管理捕獲を実施したいというところでございます。

昨年度までは一部のハンターが北海道へ猟友会申請により捕獲を自主的に実施しておりましたが、鳥獣保護区とアナグマ保護ができる市町村申請において実施することとして、有害鳥獣対策実施隊による出動依頼をするために報酬65万6,000円と、報償費12万円というところを補正させていただきました。

内容といたしましては、出動回数でございますが、まず1時間当たりの単価2,500円で1回あたり5時間、まずアナグマの確認、穴の確認、現地確認について5名で3日間を予定してございます。下見が終わりましたら、今度

2,500円の単価で5時間で22名の会員の皆さんで3回春熊出動をさせていただくというところでございます。また、報償費につきましては、ハンターの皆さんの分の必要経費として銃弾の弾とか、必要なものを購入するためのものを5,000円掛ける24名というところで実施するというところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 商工観光労働課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 今年度からふるさと納税の関係が10月から制度が少し変わっておりまして、50%の寄附の厳格化という形で、受領証明書とか今まで対象外だったものも対象になるという形になったことと併せて、ふるさと納税を受け付けるポータルサイトを四つ増やしました、お店のほうを四つ増やしたというところで、今回使用料及び賃借料、こちらのほう453万4,000円増額となっております。

また、それに伴う寄附の見込みということで、そちらのサイトを利用した見込みとして2,400万円程度、今現在年間で見込んでいるところでございます。

また、ふるさと納税の歳入の予算についてでございますけれども、当初予算で1億1,000万円予算を立ててございまして、11月末現在7,000万円程度の歳入が入っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝子） ハザードマップなのですけれども、このたび2,000部増刷したいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） まず、16ページの保育所完全給食ですけれども、これ幼稚園は希望を取って大幅に増えたという話ですけれども、これ中途でも希望を受け付けるとか、退所は別にしても途中で止めるとかという、そういうやり方をしているという、そういう考え方でいいのでしょうか。それちょっと教えてください。

それから、ふるさと納税の事業費ですけれども、ポータルサイトのほうは四つ増やしたということで、そうすると全部で七飯町が持っているあれは幾つになるのですか。これポータルサイト単純に453万4,000円なら、一つが100万円程度という話になってしまうのですけれども、現在トータルで幾らになっているのかということをお教えいただきたいと思いません。

それから、ハザードマップの2,000部を刷る、印刷をするという話ですけれども、これは特に、根拠がないとは思いますが2,000ぐらいあればいいかなというそんな感じの2,000なのではないでしょうか。ちょっとそこも教えていただきたい。

○議長(木下 敏) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(川崎恵子) 保育所完全給食について御説明いたします。

幼稚園など途中でやめる場合も対象とするのかという御質問ですけれども、この委託料の支払いの基準になるのが、月初の人数、月初めに何人在籍しているかというところで積算して委託料を払うのですけれども、幼稚園に関しては希望を取っているのですからその希望を取った人数で、在籍は例えば100人200人いるけれども給食を食べたいと希望しているのは今月は150人だよとか、そういうようなところで委託料を計算してお支払いしております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 商工観光労働課長。

○商工観光労働課長(磯場嘉和) それでは、サイトの数でございますけれども、既存のサイトが四つございまして、今回新たに四つ増やしたということで、全部で八つのサイトということで、その中では委託料で支出するものもございますし、また、使用料賃借料で支出する会社もございましてということで、全体でいきますと約5,000万円ぐらいと、要は歳入が1億1,000万円ということで経費としては全体で5,000万円程度ということでございます。

以上です。

○議長(木下 敏) 情報防災課長。

○情報防災課長(庭田昌輝) ハザードマップに関してなのでございますけれども、これまでの実績で転入者お配りしているのが大体年間で600から700部ほど使用しておりますので、多少在庫もありますので今回の2,000部を増刷して大体3年程度はこちらを使いたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長(木下 敏) 田村敏郎議員。

○7番(田村敏郎) 給食関係ですけれども、これ給食費というのは取っているのでしょうか。月額幾らとかという、そういう流れなのではないでしょうか。そこだけちょっと教えてください。

○議長(木下 敏) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(川崎恵子) 保育園の給食費に関しては、副食費については保護者が負担しております。

それで、低所得世帯、非課税世帯とかそういう基準があるのでございますけれども、そういう世帯については無料となっております。完全給食をやることで主食にかかる費用の部分についてを町が補助しているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) ほかに、質疑ございませんか。

中川友規議員。

○9番(中川友規) まず土木費の関係で、町営住宅の老朽化の状況調査委託料ということで770万円、これ単純に解体だとかそういうことの計画的なものなのかということと、あと、その次で、政策空き家の移転費用で今回もまた上がってきているということは順調だと思っておりますけれども、あとどれぐらい残っているのかということと、教育費の関係でスポーツ合宿事業で253万3,000円が減となっているのですけれども、これは何か来る予定というのが来なかったとかとか、何かそういうことがあったのか、その辺です。

あと最後に、学校給食センターの電気料が441万円なのでございますけれども、この内訳についてお願いします。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） それでは、御質問の22ページの町営住宅の関係の委託料、補償費について説明いたします。

まず、委託料、補償費については、当初町のほうでは令和6年度の当初予算で考えていたのですが、国、道の協議した結果、補助率が45%のところ今回やることによって50%になるということで上乗せ5%なのですけれども、その分で今回実施していきたいという考えでやっています。

そして、調査設計については21棟あるのですけれども、その年度ごと3棟とか4棟とか建てているのですけれども、そのうちの1棟ずつということで、今回5棟について調査設計をしていきたいと考えております。

また、政策空き家については、9月に15件程度予算要望しましたけれども、その後もあの丁寧な説明したことによって2件ほど追加でやっていきたいということで、今後、令和6年度以降は24軒程度を二、三年で移転を進めていきたいというふうな考えでおります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高橋雅貴） それでは、24ページのスポーツ合宿事業費の使用料及び賃借料についてお答えいたします。

こちらのほうは、まず陸上合宿のほうで来なかったということではなくて、当初予定はしていたのですけれども、小人数だとか回数を分けてきて、大型バスを使用しなかった部分だとか自社の車を持ってきたところがありまして、その分のレンタカー額がかからなかったといった部分がありまして、スポーツ合宿分として105万円減額しております。

もう一つが、大きいのはサッカー合宿ということで、大型バスを148万3,000円予定していたのですけれども、結果的にサッカー合宿はぎりぎりまで女子のプロサッカーチームが2チームありましてそちらのほうとも交渉していたのですが、そちらのほうも来れなくなりましたので、今回落とさせていただいております。

す。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘） それでは、電気料の内訳でございますけれども、令和4年度の4月から10月が約1,097万2,043円となっております。令和5年度の同時期4月から10月間が1,275万7,360円と約1.16倍になっております。11月から3月令和4年度が840万6,559円となっております。令和4年度に比べて燃料調整等の単価が若干下がっているというような部分もございましたので、見込みといたしましてこちらの1.15倍を見込みまして、このような金額として算定しております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 給食センターの件だけ、これ暖房費というふうに捉えてよろしいですか。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘） 給食センターのほう、一応オール電化のほうになっておりますので、調理の部分の機械も含めて全ての金額というような形になります。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） そうしたら、暖房費を追加補正したということではなくて、年間を通して当初予算では足りなかったのということですね。そうしたら、オール電化で電気代が暖房の電気代ではなくて、当初予算で組んだもの以外……1月から3月と4月から10月、先ほど説明したので、何か分けて計上したのかなと錯覚してしまったので、その辺ちょっと分かるようにお願いします。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘） 申し訳ございません。算定の仕方ですとちょっと誤解を与えてしまいました申し訳ございません。

基本的に、年間を通して予算がちょっと不足したと、例えば今年の夏のエアコン等も含めて、年間通してちょっと不足が見込まれるとい

うようなことになっておりまして、それで年間のこの支出の予算残等を計算したときにちょっとこの金額が足りなくなるというような形で提案させていただきました。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第59号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時31分 散会